

## 平成 30 年第 3 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 7 号	受 理 年 月 日	平 28. 8. 4
件 名	「明和土地区画整理事業」計画の中止について		
結 果	平成 30. 10. 9 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	建設委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、「明和土地区画整理事業」計画の中止を求め、1 項＝本件陳情は 9 年目（最初の提出は平成 20 年 2 月）であることから、早期に本案件の膠着状態を解決すること。2 項＝当該斜面緑地は、市街地の中に残された貴重な一団の緑であることに鑑み、この自然を現状のまま未来に残すこと。3 項＝砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域における開発等の制限について、国、県等関係機関へさらなる法整備の強化を要望すること。4 項＝本件はこれまで、主として法的、技術的に審査されてきたが、環境問題として、自然環境の保全・保護や創造、住民の安心安全な生活環境の面からも必要に応じて審査すること。以上の点について要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、(仮称)鹿児島市明和土地区画整理事業の主な事業概要については、集中豪雨による崖崩れ等に対する防災対策を行うとともに、本市の中心市街地に近いという立地条件を生かし、自然との調和をもとに公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図り、災害に強い健全な市街地を造成することを目的としており、施行区域は明和三丁目及び小野四丁目の各一部で、施行面積は約 8.9ha、減歩率は約 91%、公共施設として、住区幹線街路を延長約 912m、区画街路を延長約 1,500 m、特殊街路を 5 カ所、公園を 1 カ所、調整池を 1 カ所整備する計画となっている。また、土地所有者は 32 名で、同意率については、地権者数で約 81%、面積で約 89%となっており、総事業費は約 24 億円、計画人口は 752 人、計画戸数は 215 戸となっている。</p> <p>これまでの主な経過としては、平成 13 年 11 月 1 日に組合設立発起人会の届出が本市に提出されたことを契機に、同発起人会による土地の立ち入り調査及び測量を経て、16 年 6 月 16 日に施行地区予定地の公告を行い、公告の日から 2 週間、縦覧を行ったところである。その後、組合設立の諸準備として組合設立の認可に向けた法的手続や関係各課等との事前協議などの手続を経て、組合設立の認可申請が 19 年 11 月 22 日になされたことを受け、同年 11 月 30 日から 2 週間、事業計画の縦覧を行ったところ、107 名の方々から 6 件の意見書が提出されたが、その処理に時間を要していたことから、22 年 5 月 10 日付で同発起人会代表から行政不服審査法に基づく不作為の異議申立てが本市に提出された。その後、意見書の審査の結果、災害防止、調整池の位置及び自然環境の保全に関する意見を採択することとし、同年 5 月 27 日付で同発起人会代表に対して、1. 災害の発生を防止し、健全な</p>			

市街地を造成するため、「砂防法」及び「宅地造成等規制法」等関係法令の観点からの協議を成立させること、2. 公共施設に関する計画が適正となるよう調整池の帰属先となる公共施設管理者と移譲後の適正な維持・管理も含めた協議を行うこと、3. 事業計画における「公園・緑地」の技術的基準として、造成のり面の緑化及び既存樹木の保存に努める旨の追加修正を行うこととする事業計画の修正命令を通知した。なお、同修正命令に基づき、関係法令等による協議を行うよう協議先である県砂防課や本市関係各課へ依頼している。

同修正命令に基づく協議において、県砂防課は、23年4月に同発起人会代表に対して、「鹿児島県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例施行規則」第2条に添付書類として規定されている砂防指定地内等の利害関係者全ての承諾書と、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）」の技術基準に適合していることを確認できる書類の提出を求める旨の通知を出している。

この通知を受け、同発起人会としては、技術基準については審査基準にのっとった計画書を提出しているとのことであったが、砂防指定地内等の利害関係者の承諾書については、対象者全員の承諾が得られていないとして、県砂防課は、24年9月10日付で、同発起人会代表に対し、当該砂防指定地内行為を許可できないと判断した旨の通知を行っている。

本市としては、同発起人会に対して、「県からの通知を受けて、今後についてどのように考えているか」について確認しているが、同発起人会としては、「今後も承諾をいただけない方の理解を得るようこれまでと変わらず、取り組みを進めていく」とのことである。

本市の考え方としては、当該区域は市街化区域であり、優先的かつ計画的に市街化を図ることとされていることから、その開発行為等については、関係法令に基づき審査並びに法的手続を踏まえた上で許認可されるものであり、また、緑は多くの恵みをもたらすと同時に憩いと安らぎの場としても大切であり、市街地とその周辺に緑を生かした都市環境を創出することが重要であるという考え方のもと、これまで県と協議してきており、県と市が厳格に審査を行っていくということが基本である。なお、土地区画整理法では、法令違反等がなければ、認可しなければならないと規定されていることから、24年9月に県砂防課が砂防指定地内行為を許可できないと判断した件も含め、全ての問題が解決されれば手続が進むことになるが、現時点においては、砂防指定地内行為の許可条件が整っていないため、手続が進まない状況であるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、「同発起人会としては、利害関係者の承諾を得るよう努力しているとのことであり、しばらく様子を見たいと考えることから、本件については継続審査としたい。」という意見、「第1に、本件は市街地の数少ない斜面緑地の保全を願う立場からの陳情であり、県が24年9月10日付で鹿児島市長に提出した文書の中でも、市街地に残されている一団の緑地や地域に密着した緑の保全を図るべきとの見解が示されており、住民の要望と一致していることや、緑を大切にすまちづくりの観点からも、陳情の趣旨を尊重することが望ましいと考えること。第2に、本市からの3項目にわたる修正命令に対して、いまだ履行されていない状況が続いている。その要

因を本市当局としては砂防指定地内等の利害関係者の承諾が得られていないことによるものと説明され、同発起人会からは承諾を得ていない利害関係者の理解を得るよう引き続き努力するとの報告を受けているようであるが、その努力の内容も不透明であり、解決のめどすら立たない中で、いたずらに計画が引き伸ばされ、地域住民の不安が払拭されない状況が継続していることは問題である。また、同修正命令の履行期限を決めていないことや、同発起人会に対して申請を取り下げる意思の有無について確認していないことは、本市当局として、主体的に問題解決に取り組む姿勢が欠如しており問題であること。第3に、市議会として陳情を採択することによって、ただちに法的拘束力等が生じるものではなく、二元代表制の立場からも、市民の代表である議員がその声を代弁して行政当局に問題を提起する意義は大いにあると考えること。以上の理由から、本件については採択したい。」という意見、「本日の審査が、今任期に入って8回目の審査であった。提出者である明和中央町内会から、この陳情が初めて提出されたのは、20年2月のことであり、これまでの審査は10年にわたり、今回で39回目となった。この間の審査を通して、本市当局が、当該事業計画の縦覧で寄せられた意見書のうち、災害防止、調整池の位置及び自然環境の保全についての意見を採択し、22年5月に同発起人会に対し修正命令を出していることや、その後、同発起人会は、修正命令に基づき、関係機関との事前協議を行ってきたが、24年9月に、県砂防課が、利害関係者全ての承諾書が提出されていないことを理由に、当該砂防指定地内の行為を許可できないと判断していることは、当該事業の審査を進める上で、関係法令に基づき、本市並びに県当局が、厳格に審査を行っているあらわれであると理解している。我々としても、提出者の言われる当該地域の自然環境の保全・保護、未来への継承、地域の安心安全な暮らしの確保などについては、地域住民の切なる願いとして、一定理解するものであるが、一方で、砂防法に基づく手続を含め、全ての問題が解決されれば、当該事業の手続が進むことになり、土地区画整理法によると、法令違反等がない限り、事業を認可しなければならないと規定されていることも、紛れもない事実である。本委員会としては、実質的に事業がストップした24年9月以降も、その推移を見守るため、今日まで継続して審査を行ってきたが、砂防法に基づく手続が止まったままの状態がここ6年続いていること、また、陳情に関する取扱要綱には、「審査に当たっては、できるだけ速やかに結論を出すものとする」と規定されているが、この陳情審査が今年で11年目になることなど、これまでの経過を含めて総合的に勘案した場合、我が会派としては、この際、一定の区切りをつける上からも、今回、結論を出すべきであると判断したところである。結論としては、土地区画整理事業については、関係法令に基づき手続が進んでいくと、本市当局としても、法令違反等がない限り、法律に基づき認可せざるを得ないことになっていることを考慮すると、提出者が求めている当該事業の計画を中止することは困難であることから、本件については、不採択としたい。なお、本市並びに県当局においては、今後とも、これまでどおり関係法令に基づき厳格に審査を行っていただくよう、また、本市当局においては、周辺住民の方々の不安解消のためにも、現状について説明をしていただくよ

う強く要望する。」という意見、「24年9月10日付の県の通知で示された当該砂防指定地内の行為を許可できないという判断は、現状としては変更されておらず、県砂防課での審査が継続されている状況が6年以上も続いていることや、本市が当該事業計画を中止させる権限等を持っていないということも、よく理解できるところであるが、長年、陳情者としては、緑や環境の保全について大変な苦勞をされている中、陳情を出し続けており、今回は陳情の趣旨を理解するという立場から、本件については採択したい。」という意見、「私ども議員は議会において、さまざまな考え方を申し述べることは可能であるが、今回の陳情のように具体的なものについては、やはり法に基づき、その法がどのような意味、内容を持つのかを承知した上で、結論に至るのが本筋ではないかと考える。法は決して土地区画整理事業を否定しておらず、県の指導や市の考え方も否定するものではない。ただし、地域住民が、砂防法における問題や緑地が不足する問題等に関し、緑を残したい、静かであってほしいと思う気持ちは十分に理解するものであるが、それは法を超えるものではないと考える。このようなことから、20年以來の陳情の趣旨は、よく理解するものの、採択するには無理があるので、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、「本件については採択したい。」という意見、「本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

番 号	陳 情 第 29 号	受 理 年 月 日	平 30. 2. 23
件 名	西郷南洲の命日「9月24日」を「敬天愛人」の日として、鹿児島市において定めることについて		
結 果	平成 30. 10. 9 第 3 回 定 例 会 で 不 採 択		
付託委員会	環境文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、西郷南洲の命日「9月24日」を「敬天愛人」の日として、鹿児島市において定めることについて要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、西郷南洲翁は、近代日本を築く原動力となり、その人柄は、謙虚にしておごることなく、公平無私の心で清廉潔白な生活を貫いた郷土の偉人である。

本市としては、西郷南洲翁の崇高な精神について、道德教育を初めとするさまざまな学校教育や生涯学習のほか、西郷南洲顕彰館で開催される南洲遺訓学習会等で広く紹介しているところであり、9月24日を「敬天愛人」の日と定めることについては考えていないところである。今後においても、将来を担う青少年たちが南洲翁の人となりや教えをしっかりと学び継承するとともに、多くの人々に広めていくことが大切なことであると考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「西郷さんを特別に扱うのではなく、敬天愛人ということを大事にしていきたいという意味から、本件については採択したい。」という意見、「当局としては、敬天愛人の日を定めることについては考えていないとのことであるが、仮に、一人の偉人に一つの記念日を制定することになると、加治屋町だけでもいろいろな偉人がいることから、多くの記念日を制定しなければならない。また、西郷南洲翁遺訓には「命もいらず、名もいらず、官位も金もいらぬ人は、仕末に困るもの也。」とある。このように、地位や名誉、お金、官位には全く興味がない、そういう考え方を持っていた西郷さんの日を定めること自体が、西郷さんの考え方に、あまりそぐわないのではないかと考えることから、陳情者の西郷さんを顕彰したいという思いは十分に理解するところであるが、本件については不採択としたい。」という意見、「明治150年をどう評価するかが大変重要ではないかと考えている。日本歴史学協会は、ことしの建国記念の日に関する声明において、「薩摩・長州出身者に代表される維新の当事者たちを実際以上に高く評価して、明治の精神なるものを標榜し、日本の近代を特定の立場から一方的に明るい歴史として考えていこうとする政府の方針には強い違和感がある」と指摘されている。また、明治以降150年の前半が、侵略戦争と植民地支配という負の歴史を持っており、その事実と向き合うことも次世代に残すべき点ではないかと考える。このように、明治維新や個人に対する評価はさまざまであり、その上で一個人を評価し、記念日をつくることはいかかなものかと考えることから、本件については不採択としたい。」という意見

が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

番 号	陳 情 第 35 号	受 理 年 月 日	平 30. 5. 2
件 名	「生活保護受給」等について		
結 果	平成 30. 10. 9 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、生活保護制度に関して、「生活保護受給」を「生活保護利用」とする表記・表現等については違和感があると考えることから、慎重な取り扱いをされるよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の対応状況等について伺ったところ、生活保護法においては、現に保護を受けている者を「被保護者」と定義しているが、国の通知等では、「生活保護受給者」と表記・表現している場合もある。このようなことから、本市の生活保護担当部署においては、一般的に「生活保護利用」という表記・表現は使用していない。なお、他都市においては、実際に使用している例があるほか、日本弁護士連合会が発行している生活保護制度に関する書籍においても使用されているようであるとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿いけないものとして不採択とすべきものと決定。</p>			